

## 組合規約 新旧条文対照表

新	旧
<p>(保険料および調整保険料の負担割合)</p> <p>第39条 <u>一般保険料等額(うち一般保険料分)および調整保険料額の84分の54は事業主、84分の30は被保険者において負担する。</u></p> <p>(介護保険料額の負担割合)</p> <p>第40条 略</p> <p><u>(子ども・子育て支援金額の負担割合)</u></p> <p><u>第41条 子ども・子育て支援金額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。</u></p> <p>(予備費の費途)</p> <p>第42条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2. 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 介護納付金 (2) 介護保険料還付金</p> <p><u>3. 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援納付金 (2) 子ども・子育て支援金還付金</u></p>	<p>(保険料および調整保険料の負担割合)</p> <p>第39条 <u>一般保険料額および調整保険料額の84分の54は事業主、84分の30は被保険者において負担する。</u></p> <p>(介護保険料額の負担割合)</p> <p>第40条 介護保険料額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。</p> <p><u>新設</u></p> <p>(予備費の費途)</p> <p>第41条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2. 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 介護納付金 (2) 介護保険料還付金</p>

新	旧
<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第43条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。</p> <p>(1) 郵便貯金</p> <p>(2) 臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)</p> <p>(3) 公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)</p> <p>(4) 国債又は地方債</p> <p>(5) 政府保証債又は金融債</p> <p>(6) 担保付社債</p> <p>(7) 抵当証券</p> <p>(8) コマーシャルペーパー</p> <p>(9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金</p> <p>(10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設および組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金</p> <p>(11) 法第150条の規定による施設である土地および建物</p>	<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第42条 準備金(介護納付金に係る準備金を除く)の保有方法は、次の各号によるものとし、その総額の2分の1以上は(1)、(2)のいずれかの方法によること。</p> <p>ただし、準備金の保有が保険給付に要した費用(老人保健拠出金・日雇拠出金・退職者給付拠出金を含む)の前3年度の平均年額の12分の3に相当する額を保有する場合には、(1)、(2)以外の保有は3分の2まで行っても差し支えないこと。</p> <p>なお、(3)による資産保有については、基本的に元本が保障されるなど安全性の高いものとする。</p> <p>(1) 郵便貯金</p> <p>(2) 臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く)</p> <p>(3) 下記の法律に基づく有価証券(但し株式に関するものを除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引法(昭和23年法律第25号)</li> <li>・投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)</li> <li>・抵当証券法(昭和6年法律第15号)</li> </ul> <p>(4) 金投資口座</p> <p>(5) 社会保険診療報酬支払基金への委託金</p> <p>(6) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設、高額医療費に係る貸付事業および在宅療養の環境整備のための貸付事業に対する出資金</p> <p>(7) 法第150条の規定による施設である土地および建物</p> <p>2. 介護納付金に係る準備金は、原則として次の方法によって保有しなければ</p>

新	旧
<p>2. <u>介護納付金および子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</u></p> <p>(準備金以外の積立金の保有方法)</p> <p>第<u>44</u>条 準備金以外の積立金は、前条第1項<u>第1号から第10号</u>までの方法により保有しなければならない。</p> <p>第<u>44</u>条～第<u>62</u>条 略</p> <p>附 則 (施行日)</p> <p>第<u>63</u>条 この規約は、<u>令和8年4月1日</u>から適用する。</p> <p>第<u>64</u>条～第<u>67</u>条 略</p>	<p><u>ばならない。</u></p> <p><u>臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は郵便貯金</u></p> <p>(準備金以外の積立金の保有方法)</p> <p>第<u>43</u>条 準備金以外の積立金は、前条第1項<u>(1)から(6)</u>までの方法により保有しなければならない。</p> <p>第<u>43</u>条～第<u>61</u>条 略</p> <p>附 則 (施行日)</p> <p>第<u>62</u>条 この規約は、<u>令和7年4月1日</u>から適用する。</p> <p>第<u>63</u>条～第<u>66</u>条 略</p>